

「加工食品の原料原産地表示制度（案）」変更点についての意見

2017. 6. 29 食品表示部会委員

渡辺 健介

第40回食品表示部会での各委員の意見を受けて、今回消費者庁から出された変更点についての意見は、下記の通りです。

1. 「可能性表示」「大括り表示」を行なう場合の使用実績期間、使用計画期間についての変更案に賛成。

- ・ 使用実績期間として3年前の期間を認めないと、事業者には毎年過去の原料使用実績調査を強いることになり、事業者には多大の負担をかけるると同時に、包材の大量廃棄につながる可能性がある。今回、3年前の使用実績も可とする提案が出されたことにより、この問題が解消される。
- ・ 使用計画においては、1年間の計画期間終了後、実績表示に切り替えるための期間として最低3～4か月は必要になることから、実行可能性の観点よりそのための期間を設定する必要がある。今回そのための期間として、継続表示期間としての1年間の提案されたことにより、この問題が解消される。

2. 監視体制や消費者への啓蒙も大切だが、それ以前に事業者、特に中小事業者への周知が必須。

前回の部会でも述べた通り、食品事業者には従業員が数人という非常に小さな事業者が多々存在する。今回の制度を回すためには、このような中小事業者に、制度をしっかりと理解していただくことが大前提になる。説明会にもなかなか参加できないような小さな事業者にいかに制度を理解してもらうか、できる限りの知恵と努力を払っていただきたい。

3. 経過措置期間として平成34年3月31日までという期間が提案されたことを評価。

今回の原料原産地表示制度は、前回、前々回の部会で申し上げた通り、従来の表示制度の変更期間に加え、「過去の原料使用実績を調査する期間」「表示方法を選択する期間」「表示システムの改修等を実施する期間」などが必要となるため、5年の経過措置期間を要望してきた。今回提案された経過措置期間は、これらを考慮していただいた点で評価できる。

以上